

令和7年度(2025年度) 第4回図書館協議会議事録

と き 令和8年2月26日(木) 午後3時開会
ところ 真庭市立中央図書館 3階会議室
出席者 清友久美子委員、内藤貴嗣委員、松尾敏正委員、山本信子委員、
湯浅稔委員、吉野奈保子委員
欠席 庄司憲子委員、廣瀬正明委員、森年雅子委員
事務局 西川正(中央図書館長)、佐藤弘敏(図書館振興室室長)
上杉朋子(課長補佐)、横山衣未(主任)

1. 開 会

館長 : お忙しい中、お越しいただきありがとうございます。みなさんの任期は6月までとなりますが、今日が最後の協議会です。本日は、パブリックコメントでいただいたご意見を一緒に確認していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

室長 : 第4回目の図書館協議会を開催します。
真庭市立図書館条例施行規則により、清友委員長に進行をお願いします。

2. 議 事

「第2次真庭市図書館みらい計画(案)」に対するパブリックコメントについて

- ① いただいたご意見
- ② 「意見の概要と市の考え方」公表
- ③ 計画案への意見の反映

委員長 : それでは議事にうつりたいと思っております。次第①から③までの3点協議したいと思っております。

事務局 : 資料をご覧ください。
公表方法については資料2「パブリックコメントの公表について」をご覧ください。まず計画への意見を載せ、意見の概要、市の考え方という順番で掲載します。注意書きとして「なお、提出された意見のうち、本計画と直接関係しないものについては、記載しておりません」という一文を入れます。

では資料1をご覧ください。事前に読んでいただく時間がありませんでしたので、一つずつ順番に確認していきたいと思います。計画へ反映したほうがいいか、この回答の文言のままでもいいかなど、ご意見があればおっしゃってください。番号1から7までは全体に対するご意見でした。こちらに対しての市の意見は記載のとおりです。この部分に対して何かございますか。

委員：特になし

事務局：つづいて8番をご覧ください。概要版が読みにくかったというご意見でした。こちら、完成版はA3サイズより大きいサイズに変更しようと思っています。

次に9番です。

使命についてのご意見でした。資料3みらい計画抜粋版を合わせてご覧ください。

「計画策定の背景」のなかで公共図書館の基本的な役割として言及した内容について、第2章の「1使命」の部分で触れることとし、注釈もこちらに記載します。」つまり、使命の3行目の文章を「真庭市立図書館は、日本国憲法と「図書館の自由に関する宣言」に掲げられている市民の知る自由と学ぶ権利の保障の基盤となる資料の収集と提供～」とし、2ページの注釈3を4ページの下に持ってくるという回答案です。

委員長：1ページの「計画策定の背景」の最後の5行はそのまま残しますか。

事務局：はい。

委員：個人的意見です。「真庭市立図書館は」で始まっている文章に対して、日本国憲法が出てくると、「われわれ日本人は」というふう聞こえてしまう。真庭市の図書館の計画に日本国憲法が入るということに違和感をもちます。だから「注釈」にしておくくらいがいい。多文化共生という目線で考えると、日本人ではない方はどう思うのかなと思いました。

館長：使命の文章は触らず、注釈3だけ移す方がいいでしょうか。確かに少し重いかもかもしれませんね。

委員長：図書館法という法律があります。その法律のよりどころは日本国憲法なのです。だから図書館員からすると、憲法が出てくることに違和感はないですけどね。でも市民の感覚では違和感があるのかもしれない。日本国憲法という言葉は真庭市立図書館の背景として示しているということですよ。

委員 : 「計画策定の経緯」のところと「使命」のところの文章がだぶっていることに問題はないのではないですか。身近に分かりやすくするという観点でいうと「計画策定の経緯」で日本国憲法に触れて、「使命」に出てきても、よいのではないのでしょうか。どちらにあっても問題ないと思いました。あとはお任せします。

副委員長 : 「計画策定の背景」最後から5行はとって、「使命」に注釈3をいれるというのはどうでしょうか。

委員 : 「計画策定の背景」最後から7行目の「次の5年間の図書館運営の指針を定めるために」、の後に「計画策定の背景」最後から2行目の「第2次真庭市図書館みらい計画（以下「第2次みらい計画」という。）を策定します。」を繋げるのはどうでしょうか。

事務局 : そうします。
引き続き10番と11番について10番についてご確認ください。

委員 : いいと思います。

事務局 : 14番は、司書の資質の向上についてのご意見と、司書一人ひとりの魅力をもっと発信していくべきというご意見です。市の考え方は資料のとおりです。図書館は女性が多い職場で、地区館は一人勤務になることも多いため、ここにこんな司書がいるということを前面に押し出すのは難しい部分もあると思い、このような回答案となっています。

館長 : 司書の多くは任期付職員であり、そうした立場の方がどんどん顔を出して広報するということにはどうしても慎重にならざるをえません。ホームページで図書館職員が本を紹介する「Pickup」というコーナーがありますが、こちらもペンネームにしています。今後も考えながら取り組んでいきたいと思っています。

事務局 : 16番は、市内にある石碑などの地域資産についての歴史や成り立ちが分かるような資料収集についてのご意見でした。回答はご参照ください。こちらについては、みらい計画に文言を加えます。

委員 : いいと思います。

事務局 : (以下、17番から25番までご意見と回答の説明) 以上です。ご意見をお聞かせください。

委員 : 13番について、「現場を支えておられる職員のほとんどが非正規雇用との話もありますが、本当でしょうか。」の部分について。現在の具体的な職員数を記載する必要があるのではないのでしょうか。あるいは、割愛するという選択肢もあるような気がしています。

事務局 : 本計画は、職員の処遇改善のための計画ではないので割愛します。

委員 : 賛成です。

委員長 : 20番について。市の考え方で提示されている図書館の蔵書数と要介護リスクなどの数値についてはどこに記載されているものですか。

事務局 : 2025年5月に慶応義塾大学と京都大学からのプレスリリースが出て、新聞等でも報道されていました。

委員長 : 高齢者7万人の追跡調査とはすごいですね。図書館界としてはではありがたい調査ですね。でも、ここだけ意見に対しての「市の考え方」の書きぶりがかなり具体的ですね。ここまで必要があるのでしょうか。

委員 : 全体の蔵書数を増やすというよりも、図書館と健康に関する関連本を増やせという話ですか。

委員 : 健康に関する本ではないですよ。元の文章ではどのように書かれていますか。

事務局 : 図書館の蔵書数が多い地域ほど健康状態がよいという報告だと記載されています。

館長 : 裕福な自治体は予算が多く、蔵書数も多くなるし、そのほかの施策も充実していて健康的な生活が送れるということになりませんか。この調査は日本老年学的評価研究の19市町村における調査データを使って、それぞれ市町立図書館の蔵書数を調べて要介護認定数との関係を分析したというものでした。

委員 : 相関はあるかもしれないが、やはり予算規模の違いもあるのでは。

館長 : この研究は人口統計学的要因や、社会的要因も調整したあとの数字であるそうです。しかし、今回分かったことで相関関係は厳密な因果関係ではありませんから、図書館の蔵書数を増やせば要介護認定が減るとは言い切れないという記述もありますね。

室長 : こちらの情報は使わずにお答えしたほうがいいですね。

委員 : 簡潔な返信でいいと思います。

事務局 : 分かりました。

館長 : 見落としていたのですが、23 番に、「歓楽施設設定」という記述が出てきていますが、どういう意味なのか確認したほうがいいですね。

委員長 : 子供が大人を接待するという意味でしょうか。

館長 : 「キッザニア」のようなイメージでしょうか。

委員 : 「(例えばこどもホスト、こどもホステスなど。歓楽施設設定でなくてよいのですが)」の部分割愛させてもらっても意味は通るのではないのでしょうか。

事務局 : 分かりました。
その他にはございませんでしょうか。

委員 : 「第3次真庭市総合計画」でも7件しか意見が集まってなかったということを見ると、図書館のみらい計画について9件意見があったというのは非常に多いと思いました。みなさん図書館に対しての思いが強くて驚きました。この9人の方に対して、回答を公開しましたよ、というお知らせをすとか、ホームページ以外でも回答を公開するとか、してみたいかでしょうか。今後もアイデアや意見を出してくださるのではないのでしょうか。

事務局 : 先日、岡山県の読書バリアフリー計画についてのパブリックコメントが終わりましたということで、回答をつづったファイルが送られてきました。このような回答の公開方法もあるのだなと感心したので、同じようにしたいと思います。

副委員長 : パブリックコメントをみんなで読んで書いてみるというイベントを以前され

ていたと思いますが、あれはいいですね。どのようにしてやっているのですか。

事務局：図書館の企画ではなく、市民有志で始めた集まりです。現在も活動していて、市のさまざまな計画のパブコメに意見を出しています。

委員：パブコメを出しても何も返事もなく、掲載してもらえない時があるように思うのでそうならないように配慮してほしいです。

事務局：ホームページのほか、全図書館のカウンターでも回答を見ていただけるようにします。

委員長：議事はここまでとします。では、事務局に返します。

室長：今回も、活発な協議をしていただきありがとうございました。今後のパブリックコメントに対する流れについてお知らせします。3月5日に教育委員会協議会があり、3月12日に議会の文教厚生委員会で報告、その後、3月18日の教育委員会で承認を受けて完成となります。

では、みらい計画以外のことでみなさまから何かありましたらご発言ください。

委員：2週間ほど前に新聞に載っていたのですが、津山市が広域で電子書籍の貸出をしているという記事を見ました。奈義町、美咲町、鏡野町などと連携されているようでした、以前、真庭市は岡山県立図書館と一緒にやるとおっしゃっていたように思いますが、どうでしたか。

室長：真庭市は津山圏域定住自立圏に入っていないため、その事業にも参加していません。電子書籍を導入しないと決めているわけではないのですが、今はまだ検討していません。図書館に来ていただき、交流の場にしていくということに現在は力を入れています。岡山県立図書館が電子書籍の貸出を始められると、岡山県民は利用できるようになるだろうと思っています。

館長：この4月から県立図書館でスタートする予定という話は昨年から聞いていて、スタートすれば岡山県内で使えるのではと思っています。その状況も見て検討していくといいのかなと思っています。

室長：では、本日がみなさまの任期中の協議会となりますので、一言ずつお願いしま

す。(委員、事務局それぞれから一言)

最後に、副委員長より閉会のあいさつをお願いします。

副委員：最後のあいさつをさせていただきます。今年はひな祭りが明日から 5 日間開催されます。勝山の風物詩となっております。年度末でみなさまお忙しいとは思いますがお身体には十分気を付けてください。みなさん良い「年度明け」になればと思います。ありがとうございました。